

公 示 日：2024 年 10 月 23 日（水）

調達管理番号：24a00638

国 名：ボリビア国

担 当 部 署：ボリビア事務所

調 達 件 名：ボリビア国医療機材管理強化業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：医療機材管理強化
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025 年 1 月中旬から 2026 年 9 月中旬
- （2）業務人月：6.5
- （3）業務日数：
 - ・ 第 1 次 準備業務 6 日、現地業務 60 日、整理業務 2 日（2025 年 1 月中旬—2025 年 4 月上旬）
 - ・ 第 2 次 準備業務 5 日、現地業務 30 日、整理業務 2 日（2025 年 9 月下旬—2025 年 11 月上旬）
 - ・ 第 3 次 準備業務 5 日、現地業務 30 日、整理業務 2 日（2026 年 1 月下旬—2026 年 3 月上旬）
 - ・ 第 4 次 準備業務 5 日、現地業務 30 日、整理業務 3 日（2026 年 7 月下旬—2026 年 9 月中旬）

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を

制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 25%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 15%を限度とする。

（５）部分払いの設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

１）2024 年度（2025 年 2 月頃）

２）2025 年度（2025 年 10 月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：１部

（２）見積書提出部数：１部

（３）提出期限：2024 年 11 月 6 日（水）（12 時まで）

（４）提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024 年 10 月追記版)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年11月15日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	保健医療システムでの医療機材管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	ボリビア国及び中南米地域
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- （1）参加資格のない社等：特になし
- （2）必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示を求められることがあります。黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。また、ボリビアは黄熱に感染する危険のある国です。標高 2,300m 以下のアンデス山脈東部の以下の地

域に渡航する生後 9 か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。

6. 業務の背景

ボリビアでは、人口が集中するラパス県、サンタクルス県、コチャバンバ県で 2005 年以降に医療施設数が増え、同時に新技術搭載の医療機材の導入が進んだ。2015 年、保健スポーツ省は、全国に 56 病院の新設と機材整備を目的に「病院計画」を開始した。2019 年 3 月、政府は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 推進のために全国無償保健制度 (Sistema Único de Salud、以下、「SUS」という。) の運用をスタートし、保健医療サービスへの住民のアクセスを可能にした。受益者数は、それまで対象外であった 5 歳から 59 歳までを含んだことで増加し、医療施設には受診者が押し寄せ施設を管轄する県と市の負担が増すこととなった。近年、非感染性疾患の対応として CT、MRI などの高度医療機器の導入が進められており、修理には多額の費用を要するため日々の予防的保守が必須となっている。

ボリビアの 4,133 ある医療施設のうち、公立が 85% (2021 年) と大半を占めている。また、保健医療従事者数は、中南米地域の人口当たり平均と比べてかなり少なく²、医療機材の管理保守不足が各レベル³の医療施設で露呈している。管理面では、ほとんどの施設で医療機材インベントリーの作成・更新がない。また、公的保健システムでの医療機材管理 (Gestión de Equipos Médicos、以下、「GEM」という。) に関する規準枠組み (規制、人材、体制、予算等) が存在せず、医療サービス提供にあたり医療機材サイクルに関わる人材の役割、機能が明確になっていない状況にある。

ボリビア「保健セクター開発計画 2021-2025」では、医療サービス需要を満たすために、施設の建設と機材整備、専門人材の養成を明示している。2018 年、SUS の開始前に保健スポーツ省は、保健システム強化のために病院管理総局内に「イン

² 参考になる数値として、以下が挙げられる。

WHO ([https://www.who.int/data/gho/data/indicators/indicator-details/GHO/medical-doctors-\(per-10-000-population\)](https://www.who.int/data/gho/data/indicators/indicator-details/GHO/medical-doctors-(per-10-000-population))) によれば、各国のデータ年度は 2012 年から 2022 年までのばらつきがあるものの、人口 10 万人当たりの医師の数は、中南米 34 か国平均は 22.068 人であるが、ボリビア (2022 年) は 12.688 人である。

³ 各レベルの医療施設数は以下の通り。(保健スポーツ省、2020 年)

(一次医療施設 : 二次医療施設 : 三次医療施設 : 四次医療施設) = (3,207 : 82 : 37 : 1)

なお、ボリビアにおいては、一次医療施設・二次医療施設は地方自治体 (Municipio) が管轄し、三次医療施設は県 (Departamento) が管轄、四次医療施設は保健スポーツ省が管轄する。

フラ・設備・技術規制ユニット（Unidad de Regulación de Infraestructura, Equipamiento y Tecnologías。以下、「URIET」という。）」を新設し、2022年には病院管理基準の策定を開始した。

WHOは、ボリビアを含む加盟国へ医療技術情報の収集・検証、医療機器の導入国家戦略と計画、医療技術機関の設立、医療機器の規制・医療技術の管理・医療技術評価を要請しているところ、ボリビアではSUSによるサービス提供の基盤整備の課題として、医療施設の運営管理体制、医療機材メンテナンス体制の整備があげられている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、保健スポーツ省の国家保健システム管理総局病院管理局に属するURIETをカウンターパート（以下、「C/P」という。）とし保健省他部局、県保健局、県政府、市政府が関与する実施体制のもと業務を行う。我が国や他国での類似案件での経験・教訓を踏まえながら、ボリビアの公的保健医療サービスにおける医療機材管理の規準文書策定を目的にJICA長期専門家と適宜情報共有・連携して活動を進めていくことが求められる。本公示の専門家業務ではJICA長期専門家と連携して、基準文書の策定・承認までの一連のプロセスを支援する。

第1次から第4次の期間を通じた活動は次のとおりとするが、業務開始後に活動進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、各派遣次間での業務の入替や変更等の見直しも可とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第1次準備業務（2025年1月中旬～2025年1月下旬）

- ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、ボリビア政府作成の関連報告書、政策文書（社会経済開発計画 Plan de Desarrollo Económico y Social（PDES）、セクター開発計画 Plan Sectorial de Desarrollo Integral（PSDI））等を参照し、ボリビアの保健セクター及び医療機材の管理保守体制の現状と課題を把握する。またこれまで日本が実施してきた協力（特にサンタクルス市立医療機器センター（Instituto Municipal de Equipos Médicos「IME」）の協力内容や進捗状況、直面している課題等を把握・分析する。
- ② JICAボリビア事務所、JICA長期専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 第1次現地業務に向けて、JICAボリビア事務所提供の資料を参照に遠隔にて

可能な限り情報収集を行う。

- ④ ワークプラン（西文・和文）を作成し JICA ボリビア事務所による確認ののち電子データを提出する。

（2） 第 1 次現地業務（2025 年 2 月上旬～2025 年 3 月下旬）

- ① 現地業務開始時に JICA ボリビア事務所、C/P 機関、JICA 長期専門家と協議し、業務計画の確認を行う。
- ② 「ボリビア国医療機材管理強化に係る情報収集・確認調査」報告書について C/P、ローカルコンサルタント（以下、「LC」という。）、JICA 長期専門家と内容確認を行う。
- ③ 「ボリビア国医療機材管理強化に係る情報収集・確認調査」で収集した規制・規準文書、GEM 人材情報収集項目、地方自治体の GEM の財源情報のレビューを行い、C/P、LC、JICA 長期専門家と必要な追加情報を検討する。
- ④ 「ボリビア国医療機材管理強化に係る情報収集・確認調査」で作成した文書類のレビューを行い、C/P、LC、JICA 長期専門家と作成済の文書類への追加項目等（追加で作成や調査が必要となる文書類等）を検討する。
- ⑤ 上記の②～④の規制枠組み分析から GEM ユニットを病院に設置するにあたっての GEM ユニット実装ガイド（GEM ユニットに必要なインフラ設備、医療機材・維持管理に必要な工具、人材、資金など）に関係する収集情報を整理・分析し課題を特定する。
- ⑥ 上記の②～④の規制枠組み分析から研修計画に関係する収集情報を整理・分析し課題を特定する。
- ⑦ 病院の現状の GEM ユニットの状況分析のために自治体と病院を検討し選定する。
- ⑧ 病院の現状の GEM ユニットの状況分析のために病院内の医療機材メンテナンス部門のインフラ、装備、人材、マニュアル、ガイド、インベントリーツール等の現状調査項目と方法を C/P、LC、JICA 長期専門家と検討し決定する。
- ⑨ 現地業務完了に際し、C/P 機関、JICA 長期専門家及び JICA ボリビア事務所に簡潔な現地業務結果報告書を提出・報告し、次回現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3） 第 1 次整理業務（2025 年 4 月上旬）

JICA ボリビア事務所に第 1 次現地業務結果報告書（西文・和文）を電子データで提出し、報告する。

(4) 第2次準備業務(2025年9月下旬)

- ① JICA ボリビア事務所、JICA 長期専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② 第2次現地業務に向けて、JICA ボリビア事務所、JICA 長期専門家提供の資料(選定サイトでの現地調査情報などを想定)を参照に可能な限り遠隔にて情報収集を行う。
- ③ 第2次現地業務にかかるワークプラン(西文・和文)を作成、JICA ボリビア事務所に確認ののち電子データを提出する。

(5) 第2次現地業務(2025年10月上旬～2025年10月下旬)

- ① 現地業務開始時に JICA ボリビア事務所、C/P 機関、JICA 長期専門家と協議し、業務計画の確認を行う。
- ② JICA 長期専門家、LC が実施する病院の現状の GEM ユニットの状況分析、現状調査結果から GEM ユニット実装ガイドに関する収集情報を整理・分析し課題を特定する。
- ③ 病院の現状の GEM ユニットの状況分析、現状調査結果から研修計画に関する収集情報の整理・分析、課題の特定を行う。
- ④ GEM を遂行するにあたってのスーパービジョン項目⁴のクライテリア、指標(変数/標準)について C/P、LC、JICA 長期専門家と検討し特定する。
- ⑤ 現地業務完了に際し、C/P 機関、JICA 長期専門家及び JICA ボリビア事務所に簡潔な現地業務結果報告書を提出・報告し、次回現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(6) 第2次整理業務(2025年11月上旬)

JICA ボリビア事務所に第2次現地業務結果報告書(西文・和文)を電子データで提出し、報告する。

(7) 第3次準備業務(2026年1月下旬)

- ① 第3次現地業務に向けて、JICA ボリビア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② 第3次現地業務に向けて、JICA ボリビア事務所、JICA 長期専門家提供の資料を参照に可能な限り遠隔にて情報収集を行う。
- ③ 第3次現地業務にかかるワークプラン(西文・和文)を作成、JICA ボリビア事務所に確認ののち電子データを提出する。

⁴ ここでいうスーパービジョン項目とは実装ガイドに沿ったチェックリストのことを指す。

(8) 第3次現地業務(2026年2月上旬~2026年2月下旬)

- ① JICA ボリビア事務所、JICA 長期専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② 三次病院と市レベルの GEM ユニット実装ガイドの作成とボリビア側 C/P とのレビュー(人材の役割と機能、登録ツールの標準化などを含む)。
- ③ これまでの活動で特定されたニーズに基づき、JICA 長期専門家、LC が作成した臨床工学技士(またはバイオメディカルエンジニアなど関連分野の技師)、技術員、運営管理人材を対象にした研修計画をレビューする。
- ④ 第3次現地業務までに特定されたニーズに基づき、JICA 長期専門家、LC が作成した臨床工学技士(またはバイオメディカルエンジニアなど関連分野の技師)、技術員、運営管理人材を対象にした研修内容のレビューを行う。
- ⑤ 特定されたスーパービジョン項目のクライテリア、指標(変数/標準)のレビューを行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、C/P 機関、JICA 長期専門家及び JICA ボリビア事務所に簡潔な現地業務結果報告書を提出・報告し、次回現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第3次整理業務(2026年3月上旬)

JICA ボリビア事務所に第3次現地業務結果報告書(西文・和文)を電子データで提出し、報告する。

(10) 第4次準備業務(2026年7月下旬)

- ① 第4次現地業務に向けて、JICA ボリビア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② 第4次現地業務に向けて、JICA ボリビア事務所、JICA 長期専門家提供の資料を参照に可能な限り遠隔にて情報収集を行う。
- ③ 第4次現地業務にかかるワークプラン(西文・和文)を作成、JICA ボリビア事務所に確認ののち電子データを提出する。

(11) 第4次現地業務(2026年8月上旬~2026年8月下旬)

- ① JICA ボリビア事務所、JICA 長期専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② JICA 長期専門家、LC が作成するスーパービジョンツールと実施手順書のレビューを行う。

③ GEM ユニット実装ガイドに関するレビュー・セミナーの開催。⁵

④ GEM 人材の研修計画に関するレビュー・セミナーの開催。⁶

⑤ 現地業務完了に際し、C/P 機関、JICA 長期専門家及び JICA ボリビア事務所に簡潔な現地業務結果報告書を提出し報告する。

(12) 第4次整理業務(2026年9月上旬～2026年9月中旬)

専門家業務完了報告書(西文・和文)を JICA ボリビア事務所に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン(全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。提出部数および提出が必要なワークプランは以下のとおり。

・西文2部(JICA ボリビア事務所、C/P 機関へ各1部)、和文1部(JICA ボリビア事務所)の計3部を電子データにて提出。

・提出が必要なワークプラン。

① ワークプラン(第1次準備業務時提出)

② 第2次現地業務にかかるワークプラン(第2次準備業務時提出)

③ 第3次現地業務にかかるワークプラン(第3次準備業務時提出)

④ 第4次現地業務にかかるワークプラン(第4次準備業務時提出)

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時に作成する。提出部数および提出が必要な現地業務結果報告書は以下のとおり。

・西文2部(JICA ボリビア事務所、C/P 機関へ各1部)、和文1部(JICA ボリビア事務所)の計3部を電子データにて提出。

・提出が必要な現地業務結果報告書。

⁵ 本技術協力で作成するGEMユニット実装ガイドの保健・スポーツ省承認を得るにあたって、事前に開催されるボリビア側C/Pおよび関係者によるレビューを行うための会議。

⁶ 本技術協力で作成する研修計画の保健・スポーツ省承認を得るにあたって、事前に開催されるボリビア側C/Pおよび関係者によるレビューを行うための会議。

- ① 第1次現地業務結果報告書（第1次整理業務時提出）
- ② 第2次現地業務結果報告書（第2次整理業務時提出）
- ③ 第3次現地業務結果報告書（第3次整理業務時提出）
- ④ 第4次現地業務結果報告書（第4次整理業務時提出）

ただし、第4次現地業務結果報告書は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（3） 専門家業務完了報告書

提出部数および提出が必要な専門家業務完了報告書は以下のとおり。

- ・ 専門家業務完了報告書（西文2部、和文1部）、2026年9月11日（金）までに提出。

業務完了報告書（西文・和文）を、JICA ボリビア事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、2025年2月上旬出発の日程で提案

してください。

② 現地での業務体制

現地業務従事者は JICA 長期専門家（医療機材管理/業務調整）、LC（バイオメディカルエンジニア 2 名、公衆衛生 1 名）です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし。車両が必要な場合は、本公示の専門家自身でレンタカーを備上するか、JICA 長期専門家と相談のうえ、JICA 長期専門家が備上するレンタカーを使用すること。

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：便宜供与あり。保健スポーツ省内における執務スペースを提供する。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ボリビア事務所から配布しますので、bv_oso_rep@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・医療機材保守管理分野に技術協力に関する事例研究 平成20年12月

JICA人間開発部

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11937281.pdf>

・WHO Medical device technical seriesのテクニカルペーパー

https://www.who.int/health-topics/medical-devices#tab=tab_1

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに

に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 2024 年 9 月現在、30 日を超える派遣においては、入国に際してビザが必要となります。
- ⑧ 本公示とは別途に JICA 長期専門家「医療機材管理／業務調整」を公募済みです。JICA 長期専門家は業務調整を行いながら、LC やボリビア側 C/P とともに現地調査などを実施します。本公示の専門家業務では分野専門性を基に、調査結果などの分析、技術協力事業内の各アウトプットの成果物（GEM ユ

ニット実装ガイド、研修計画、スーパービジョンツール)の内容等を提案し、
助言・提言することが中心的な業務となります。

以上